

平成 24 年度税制改正についての基本的な考え方

平成 23 年 12 月 7 日

自由民主党

はじめに

〈わが国の経済及び財政状況〉

わが国経済の現状は 2008 年 9 月のリーマン・ショックの後、自公政権による思い切った経済対策により、徐々に回復軌道に乗り始めたが、東日本大震災や福島原発の事故により、様々な困難な課題に直面することになった。

加えて、急激な円高とデフレ状態の進行の結果、産業の空洞化が一層進展する事態となっている。一方、EU の財政規律の欠如に発する国家債務問題の動向はいつわが国に飛び火するか予断を許さない状況である。わが国の財政状況はギリシャやイタリアより優れているとはいえない中、経常黒字、国債の国内償還や消費税の引き上げ余地等、優位な点は今後、円高・デフレの状況がさらに続き、産業の一層の脆弱化や世界経済の状況如何によって喪失する可能性もある。さらに近い将来、貯蓄性向がマイナスに転じる可能性が大きいことを考慮すれば、国債市場の動向については決して楽観できないことを付言しなければならない。財政健全化への道筋を明確にする必要性が一層高まっている。

〈国民に約束したことができず、

国民に約束していないことを行おうとする民主党〉

野田内閣の基盤は民主党にあり、民主党自身の国民との約束であるマニフェストの実行こそが民主党の、野田内閣の正統性の原点である。野田総理がこれまでの 2 人の総理大臣と異なった政権構想と政策を示したとしても、所詮民主党に正統性を与えられていない限り、その政策理念にも正統性がない。

民主党は前回の総選挙のマニフェストにおいて、消費税の増税には一切触れず、一方で鳩山代表は 20 年間引き上げないと発言し、また、野田代表自身も新聞のアンケートでは 4 年間の任期中に引き上げを決めることには反対であると答えている。野田総理が消費税の増税を真摯に考えているのであるならば、まず有権者に謝罪をした上で税制の抜本改革の具体案を提案し、その上で、解散総選挙を行い、国民に信を問うことこそが王道であり、税制の抜本改革が最も早く実現できる道である。

しかし、今に至っては、多くのマニフェスト施策とその財源論の破綻は明らかである。民主党は無駄の削減等でマニフェスト経費 16 兆 8 千億円を捻出できると喧伝し、特に、「公平で透明な税制を創る」と銘打ち租税特別措置の見直しで 2 兆 7 千億円を捻出するとし、さらに、わが党の意思決定の手続きを「族議員の手法」と批判していたにもかかわらず、特に平成 24 年度税制改正に対する対応の仕方は

露骨な団体要望の中継役を果たしたに過ぎない。来年度改正に向けた民主党税制調査会の提言では、見直しについて何ら踏み込んでおらず、国民との約束を反古にすることは裏切りであり到底看過できない。

今年度の税制改正法案に至っては、政府・民主党の怠慢によって年度内に成立をすることができず、わが党と公明党で“つなぎ法案”を主導し、最後には法案の分離・法案審査中修正を行い、11月11日の民主・自民・公明の三党合意を経て成立した内容はおよそ当初の中身からかけ離れたものとなった。

年度改正といえども、税制は国民の経済活動の展開の上で重要な判断材料を提供するものであって、政策の方向性を示す役割がある。目先の対応だけに終始すべきでないことは言うまでもない。この点、民主党は、政権交代直後、党の政策部門（政策調査会）を廃止し、政府に政策を一元化させたが、結局、昨年政策部門は復活し、党の税制調査会も今年復活させるなど、手続き、組織のあり方について、政権交代から2年が経過した今でも混乱が続いている。

〈わが党の基本姿勢〉

直面する経済の低迷、社会保障の不安、安全保障への懸念等、急速な少子高齢化の進展や社会情勢・環境の変化に伴う内外の課題を克服し、安心・安全な社会を創るには、政策の戦略的かつ機動的ダイナミックな展開が必要である。国の予算及び税制を包括する財政が、これを実現する不可欠な手段である。

近年、財政状況の危機的な悪化により、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差の是正など、必要な分野への資源配分が進まず、あらゆる面で支障をきたしている。急速に進む少子高齢化の中、もはや借金頼みは限界にきており、財政の対応力を回復するには、財政構造の抜本改革と並んで税制の抜本改革を断行する以外にこの局面を乗り越えることはできない。わが党が「財政健全化責任法案」を提出したのはこの趣旨による。勿論、具体的な消費税の引き上げ時期については、経済状況にも十分配慮すべきであることは言うまでもない。

我々は従来から、綱領に示す通り、社会の基本は「自助」であることを強調している。つまり、頑張れる人には頑張ってもらい、その人たちが社会を前進させる力の源泉とならなければならぬと考える。しかし、その一方で、何らかのハンデを背負った人たちに対しては家族やボランティアによる「共助」、さらに足りないところはセーフティネットとして政府や自治体による「公助」、つまり、「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国民生活全体を維持、向上していく仕組みづくりが急務であると述べてきた。

特に、国民生活の根幹に関わる医療、年金、介護等の社会保障に関し、今年の参議院選挙公約や昨年末の「税制改正についての基本的考え方」においても消費税の引き上げを含む税制抜本改革を国民に約束している。民主党政権は本年7月、7万円の最低保障年金や後期高齢者医療制度廃止といったマニフェストの柱すら工程が定まっていない「社会保障・税一体改革成案」を閣議決定できず、閣議報告に留めている状況は全く理解できない。一日も早く政府・民主党としての成案を決定すべきである。

第一 税制抜本改革の基本方針

1. 税制改革の役割

税制改革は、中期的に目指すべき骨太な税制の姿を明らかにしつつ、整合的かつ計画的に対応するものでなければならず、まさに財政構造改革の中核的課題である。民主党政権は中期的な財政再建の道を示さず、安定財源を確保しないまま有権者の歓心を買うためのバラマキ給付を拡大することは、国民生活の安定と経済活動の予見可能性を損ない、将来世代への責任を放棄するものである。

さらに、これからの最大の政治課題は「震災からの一刻も早い復興」と円高等に負けない「強い日本経済の再生」、震災等の防災に強い「国土の強靱化」、そして持続可能で安心な「社会保障制度の構築」であることは言うまでもない。

税制をはじめとするあらゆる政策が、この4つの課題を早期に解決するため、果敢に実行されなければならない。特に、厳しい財政状況の下、巨額な財政支出に頼む政策の実現が難しいことに鑑み、「選択と集中」による予算配分と税制等による「制度面」からの対応でこの難局を乗り切らなければならない。税制が果たす役割は益々重要になっている。

2. 安心社会実現のための税制抜本改革

以上のような考え方に立って、わが党は前回の総選挙における公約、昨年7月の参議院選挙公約、昨年末の「税制改正についての基本的考え方」において消費税の引き上げを含む税制抜本改革についての考え方を明らかにし、国民に約束している。すなわち、安心して豊かな福祉社会及び公正で活力ある社会を実現するため、平成21年度税制改正法附則や「中期プログラム」による道筋に沿って検討を加え、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるとされた多年度にわたる抜本的税制改革の具体的方向性を明らかにしている。その際、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、税制抜本改革の実施時期については、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

※ 消費税については、基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げに要する費用を賄うとともに、これからも増加が見込まれる年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に全額を充てることを予算・決算において明確にした上で、経済成長戦略とムダ削減の不断の努力を行いつつ、消費税の税率を引き上げる。

消費税等については、

(1) 少子化対策や年金・医療・介護の機能強化に要する費用（7 兆円）

※7 兆円の中身としては、

- | | |
|--|-----------------|
| I. 基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げ分（2.5 兆円） | （合わせて 2.5 兆円程度） |
| II. 医療：医療の充実と負担増の軽減（1 兆円程度） | |
| III. 介護：介護の充実と負担増の軽減（1 兆円程度） | |
| IV. 年金：基礎年金制度の充実 | |
| V. 子育て支援策等：子育て支援等の充実 | |
| VI. 障害者等：障害者施策の充実 | |

(2) 高齢化の進展に伴う今後必要な社会保障費の自然増分（初年度 1 兆円）

(3) 現在、消費税以外で賄われている年金・医療・介護にかかる費用（7.3 兆円）

等を考慮し、当面 10%とすることとし、政権復帰時点で国民の理解を得ながら決定する。その際、食料品の複数税率等、低所得者への配慮も併せて検討する。

3. 「財政健全化責任法案」に反対した民主党

わが国の国及び地方公共団体の財政は経済社会情勢や国際情勢の変化等、財政を取り巻く環境が大きく変容している中、平成 23 年度末には国と地方を合わせた長期債務残高が約 900 兆円、対 GDP 比では 200%に迫るなど極めて危機的な状況にある。

「恒久政策には恒久財源」原則を貫く等、責任ある財政運営を行い、将来世代への過度な負担の先送りを食い止めるためには、財政健全化目標を定め、目標の達成状況を国民の前に明らかにすることが必要である。また、財政や国債に対する市場の信認を得続けるには、財政の健全化を計画的に実施すること以外にない。将来を見据えつつ、いま財政再建の道筋をつけることは、責任政党としての自由民主党の矜持である。

それ故、政権交代後、わが党は 3 回にわたって「財政健全化責任法案」を提出し、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対 GDP 比を位置付け、これを 2010 年代半ばにかけて安定化させ、2020 年代初めには安定的に引き下げ、今後 10 年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指すことを提案した。恒久財源のない恒久政策は、将来に借金を残すだけであり、将来の納税者の汗の結晶の使用選択権を奪うことは到底容認できないと考えるからである。

このような「財政健全化責任法案」を 3 回とも廃案にしたのは無責任政党・民主党である。その民主党が、民主党の反対にもかかわらず自公政権時に成立した税

制抜本改革の方向を定めた「所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条」を根拠に消費税増税を含む税制改革法案を国会に提出しようとしていることは、無定見の極みであり政治の国民に対する裏切り行為である。

さらに、自らの手で廃案にしたわが党提出の「財政健全化責任法案」9 条 2 項の「…政府により作成された当該措置に係る素案について、党派を超えた国会議員により構成される会議を設置し…」を根拠に我々に協議を要請するということは民主主義のあり方から言語道断である。

4. 国と地方の税財源のあり方

国・地方の財源・税源配分について、税制抜本改革とワンパッケージで行うべきであり、地方税制については、地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとする。

具体的には、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人 2 税の在り方を見直し、まずは国と地方を通じた社会保障制度の安定的な財源の確保を目指す。

また、国・地方が共に規律と責任ある財政運営を行うためにも、地方自身も増収に向けての自己努力を行う必要がある。

第二 平成 24 年度税制改正についての重要課題

1. 総論

本来、税制は「公平」「中立」「簡素」でなくてはならない。さらに、産業の国際競争力強化の観点も重要である。

前述した様に、わが国経済はデフレ、円高、そして大震災と厳しい状況下に置かれている。こうした現状を打破するには、小手先の政策による一時しのぎではもはや対応できない。税制改正においての中長期の視点が必要であり、研究開発等、民間の活力を誘引し、将来「花」開くための「種」を植え付ける政策が重要である。

また、平成 23 年度改正事項のうち積み残し分である、個人所得課税、資産課税、消費課税（地球温暖化対策のための税の導入）については、11 月 10 日の民主・自民・公明の三党の税関係協議結果の通り、平成 24 年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、昨年の「税制改正についての基本的考え方」を踏まえ、適宜適切に対応する。平成 24 年度税制改正においては当然、労働組合費の控除を認める特定支出控除の見直し、成年扶養控除の縮減、資産課税の見直しについては認められない。

なお、政策税制、租税特別措置については、一律な「性悪説」を取るべきではなく、政策効果や中長期的な観点に立って、必要性を詳細に吟味しながら、可否を判断すべきである。

2. 各論

(1) 研究開発税制

資源・エネルギーの制約、急速な少子高齢化の進展、激動する国際経済・金融環境の下、特に、長引くデフレと急激な円高の中で、日本経済の成長を先導するには人材の育成と新しい技術や新製品の開発のための研究開発を全面的に推進することが急務である。わが国の成長戦略の柱は研究開発であり、命綱と言っても過言ではない。

このため、税制上の措置を延長・拡充させることは最優先の課題として対処すべきである。

(2) 産業競争力の強化に資する税制の拡充・延長・恒久化

長引くデフレ経済の下、円高の進行や東日本大震災の影響などでわが国産業は多大なる影響を受けており、「もはや日本では企業活動が出来ない」という瀬戸際状況にまで追い詰められている。このままでは産業空洞化が大きく進行してしまうとの強い懸念から、わが国産業の活性化と国際競争力の強化に関する税制面での支援を強化しなければならず、投資の促進につながる税制を充実させる必要があり、延長・拡充すべきである。海外投資等損失準備金制度及び事業用資産の買換え特例制度については維持・存続すべきである。

わが国の企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業等に対する中小企業投資促進税制の他、本年度末で適用期限を迎える租特の中で技術開発・設備投資等を促すものは拡充・延長・恒久化を検討すべきである。

(3) 車体課税

自動車取得税、自動車重量税については、課税の根拠、税制の簡素化の観点からも、また円高、デフレ及び電力供給制約等、産業空洞化を防ぐ観点からも廃止、抜本的に見直すべきである。その一方で、地方自治体、特に市町村の財源に占める税収の割合を考慮すると地方財政に与える影響は大きく、地方財政に対して適切な対応が必要であることは言うまでもない。

税制全体のグリーン化を促すためのエコカーの推進と国内の需要強化の観点から、自動車重量税や自動車税において対策を強化すべきである。

(4) 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策については、もともと地球温暖化ガスの1990年比25%削減という根拠の無い非現実的な目標を国際公約したところから間違っていたが、その後の大震災に伴う原子力発電を巡る状況の大きな変化を受けての見直しも全くされていない。対策の全体像が全く不透明で、かつ税の使途も不明確で単なる財源あせりと断ぜざるを得ない。

地球温暖化対策のための税については、石油石炭税の課税根拠、自動車関係諸税や地方財政と極めて密接に連動している。加えて、政府が来年夏までに行うというエネルギー基本計画の改訂の内容、さらに森林吸収源対策を含む地球温暖化対策の全体像を踏まえ、総合的に検討すべきである。

また、わが国の基盤的産業における国際競争力を確保し、中長期的に国内投資を維持するために、ナフサ（石化製品製造用）、石炭（鉄鋼、セメントなどの製造用）の原料用途免税等は恒久化すべきである。

農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置については、足腰の強い農林漁業を確立する観点から延長すべきである。

（５）軽油引取税の課税免除の特例措置

軽油引取税の課税免除の特例措置については、従来の扱いを尊重すべきである。

（６）沖縄振興関係

沖縄振興に関しては、今年度末に沖縄振興特別措置法の期限が切れ、わが党においても新たな沖縄振興法について議論を行っている所である。

今後も沖縄振興をスムーズに進める観点から、ガソリン税の軽減措置の継続等、必要な税制上の支援措置を行う必要があり、特に、軍用地跡地利用に関してわが党独自で議員立法を検討しており、円滑な跡地利用を促進するための税制措置もあわせて行うべきである。

（７）住宅関連税制

「産業の裾野」が広い住宅産業を経済活性化の起爆剤とするためにも住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充を図る必要がある。

（８）固定資産税

固定資産税の新築住宅に係る減額措置や負担調整措置については延長することが適当である。ホテル・旅館の建物等、償却資産にかかる固定資産評価は、資産の減価に応じた適切な見直しを行うべきである。

（９）トン数標準税制

トン数標準税制については、海洋国家日本における国際競争力及び経済の安全保障を強化する観点から、その拡充を図るべきである。

（１０）命を守る観点からの税制措置

医療の公共性及び公益性の観点、国民の安心を担保するため、事業税における社会保険診療報酬の非課税措置の延長を実施すべきである。さらに、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置についても小規模な診療所等、地域医療に配慮する観点から見直しは慎重に検討すべきである。

（１１）日本の林業を守る観点からの税制措置

日本の林業を守り、美しい国土を育てていく観点から山林に関する相続税・贈与税については納税猶予制度を導入すべきである。

(12) 地域の交通を守る税制措置

JR 北海道、JR 四国、JR 九州（JR 三島会社）が果たしている地域交通としての役割は大きい。そこで、固定資産に係る課税標準の特例措置及び JR 三島会社及び JR 貨物における国鉄承継資産に係る課税標準の特例措置について延長すべきである。

(13) たばこ税

民主党政権は平成 22 年度税制改正で昨年 10 月 1 日から 1 本あたり 3.5 円という過去例のない大增税を行ったばかりである。たばこ税については、たばこと健康に関するあらゆる総合的な検討、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響も勘案した十分な検討が必要であり、最終的には撤回したが復興財源を巡る際の唐突な引き上げのようなことは断固反対である。

(14) 年少扶養控除

社会の基本は「自助」であり、また、家族の役割も大変大きなものがある。その観点から、民主党の「控除から手当へ」との考え方には反対であり、年少扶養控除は復活すべきものとする。

「大震災」「超円高」「世界金融不安」などわが国を取り巻く現実は厳しいものがある。そうした現状を鑑みるに、来年度はわが国にとって本当の正念場であるとの認識に立ち、野党として従来にも増して政府・与党に対して厳しい注文を付けていく決意の下、政策の根幹である税制改正について、以上のようにわが党の基本的な考え方を述べ、政府・与党にその実現方を強く申し入れるものとする。